

第32表 変形労働時間制の採用の有無、種類別採用企業数割合(全国)

(単位: %)

年・企業規模・産業	全 企 業	変形労働時間制を採用している企業	変形労働時間制の種類(複数回答)			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の変形労働時間制	1ヶ月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
平成 23 年	100.0	53.9	36.9	14.1	5.9	46.1
24	100.0	51.3	33.3	15.8	5.2	48.7
25	100.0	51.1	32.3	16.6	5.0	48.9
26	100.0	55.6	35.4	17.9	5.3	44.4
27	100.0	52.1	33.8	16.0	4.9	47.9
<平成27年企業規模別>						
1,000人 以上	100.0	63.9	20.6	36.6	21.7	36.1
300 ~ 999人	100.0	64.3	27.3	32.4	13.2	35.7
100 ~ 299人	100.0	60.3	32.6	25.6	6.9	39.7
30 ~ 99人	100.0	49.1	30.6	17.2	2.2	50.9
<平成27年産業別>						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	83.2	67.6	13.7	6.1	16.8
建設業	100.0	53.0	41.2	10.4	2.0	47.0
製造業	100.0	57.6	47.9	7.9	5.2	42.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	65.3	25.7	42.9	10.2	34.7
情報通信業	100.0	29.4	3.9	10.9	17.0	70.6
運輸業、郵便業	100.0	68.7	48.4	20.4	4.5	31.3
卸売業、小売業	100.0	45.1	26.0	17.4	3.0	54.9
金融業、保険業	100.0	25.8	3.8	15.7	8.0	74.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	59.5	28.0	28.8	6.2	40.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	37.2	20.8	4.0	13.7	62.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	56.6	23.2	30.2	2.8	43.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	47.1	27.8	23.7	0.6	52.9
教育・学習支援業	100.0	47.6	34.0	14.8	1.9	52.4
医療、福祉	100.0	61.1	11.8	49.2	2.0	38.9
サービス業	100.0	41.3	22.1	17.2	4.9	58.7
(他に分類されないもの)						

(注) 「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。  
資料出所：厚生労働省「平成27年就労条件総合調査報告」

第33表 変形労働時間制の適用の有無、種類別適用労働者数割合(全国)

(単位: %)

年・企業規模・産業	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者	変形労働時間制の種類			変形労働時間制の適用を受けていない労働者
			1年単位の変形労働時間制	1ヶ月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
平成 23 年	100.0	48.9	24.6	15.9	8.4	51.1
24	100.0	48.4	22.8	17.8	7.8	51.6
25	100.0	46.7	21.3	17.4	7.9	53.3
26	100.0	48.6	23.3	16.9	8.3	51.4
27	100.0	47.6	22.6	17.3	7.8	52.4
<平成27年企業規模別>						
1,000人 以上	100.0	41.2	8.1	21.8	11.2	58.8
300 ~ 999人	100.0	51.1	20.5	23.1	7.5	48.9
100 ~ 299人	100.0	50.5	28.6	18.2	3.6	49.5
30 ~ 99人	100.0	47.3	30.7	14.8	1.8	52.7
<平成27年産業別>						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	58.7	45.6	10.0	3.1	41.3
建設業	100.0	40.0	27.5	9.6	2.8	60.0
製造業	100.0	49.9	29.7	8.2	11.9	50.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	42.1	3.0	25.1	14.0	57.9
情報通信業	100.0	24.9	1.6	6.6	16.7	75.1
運輸業、郵便業	100.0	64.9	28.8	32.6	3.4	35.1
卸売業、小売業	100.0	51.8	23.1	24.8	3.9	48.2
金融業、保険業	100.0	15.8	0.3	12.6	3.0	84.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	41.7	18.0	15.2	8.5	58.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	36.7	12.1	7.7	16.9	63.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	54.2	17.6	35.7	0.9	45.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	47.4	21.0	26.0	0.3	52.6
教育・学習支援業	100.0	32.2	13.8	17.8	0.6	67.8
医療、福祉	100.0	52.5	7.9	44.0	0.6	47.5
サービス業	100.0	38.1	16.4	16.3	5.3	61.9
(他に分類されないもの)						

(注) 「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。  
資料出所：厚生労働省「平成27年就労条件総合調査報告」

### 第34表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業数割合(全国)

(単位:%)

年・企業規模・産業	全 企 業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類(複数回答)			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
			平成 23 年	100.0	11.2	
24	100.0	11.9	10.4	2.3	0.7	88.1
25	100.0	10.8	9.2	2.2	0.8	89.2
26	100.0	13.3	11.3	3.1	0.8	86.7
27	100.0	15.0	13.1	2.5	0.7	85.0
<平成27年企業規模別>						
1,000人以上	100.0	24.5	17.0	9.6	5.9	75.5
300～999人	100.0	18.5	14.3	4.9	2.0	81.5
100～299人	100.0	16.9	14.9	2.5	0.9	83.1
30～99人	100.0	11.0	9.7	1.7	0.2	89.0
<平成27年産業別>						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	13.4	12.2	-	1.2	86.6
建設業	100.0	12.7	12.5	0.2	0.1	87.3
製造業	100.0	14.2	12.7	3.1	0.8	85.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.9	11.0	0.9	0.4	88.1
情報通信業	100.0	28.2	13.5	19.4	3.7	71.8
運輸業、郵便業	100.0	11.3	11.3	0.0	0.0	88.7
卸売業、小売業	100.0	19.1	17.7	1.6	0.6	80.9
金融業、保険業	100.0	14.2	11.9	0.2	2.5	85.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	20.0	19.3	0.5	0.6	80.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	17.1	12.7	7.4	1.3	82.9
宿泊業、飲食サービス業	100.0	12.6	8.9	3.5	0.6	87.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	11.3	10.8	0.2	0.3	88.7
教育・学習支援業	100.0	11.8	6.1	5.8	-	88.2
医療、福祉	100.0	1.4	1.3	-	0.1	98.6
サービス業	100.0	12.1	10.8	0.4	0.9	87.9

資料出所：厚生労働省「平成27年就労条件総合調査報告」

### 第35表 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者数割合(全国)

(単位:%)

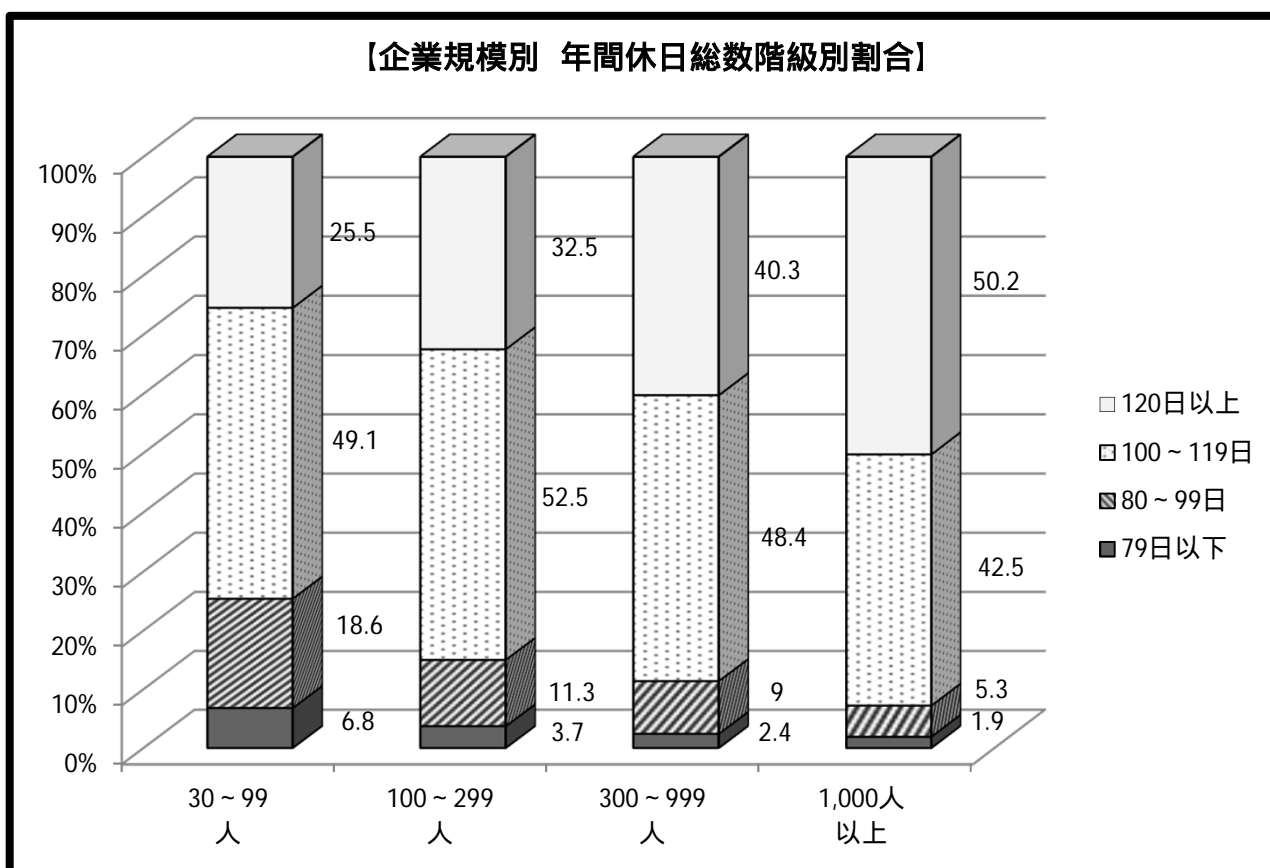
年・企業規模・産業	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類(複数回答)			みなし労働時間制の適用を受けていない労働者
			事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
			平成 23 年	100.0	7.3	
24	100.0	8.5	7.1	1.1	0.3	91.5
25	100.0	8.1	6.6	1.2	0.3	91.9
26	100.0	8.1	6.9	1.0	0.2	91.9
27	100.0	8.8	7.5	1.0	0.3	91.2
<平成27年企業規模別>						
1,000人以上	100.0	10.3	7.8	2.0	0.5	89.7
300～999人	100.0	8.0	6.9	1.0	0.1	92.0
100～299人	100.0	8.1	7.4	0.6	0.1	91.9
30～99人	100.0	5.9	5.4	0.5	0.0	94.1
<平成27年産業別>						
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	3.5	3.5	-	0.1	96.5
建設業	100.0	8.2	8.1	0.1	0.1	91.8
製造業	100.0	6.7	5.1	1.3	0.3	93.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.0	3.0	0.0	0.0	97.0
情報通信業	100.0	14.5	7.4	6.6	0.5	85.5
運輸業、郵便業	100.0	11.5	11.5	0.0	0.0	88.5
卸売業、小売業	100.0	12.1	11.6	0.2	0.2	87.9
金融業、保険業	100.0	9.0	7.7	0.0	1.3	91.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	10.1	10.0	0.0	0.0	89.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	14.7	10.6	3.9	0.2	85.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	4.6	4.4	0.1	0.1	95.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	7.4	7.2	0.0	0.1	92.6
教育・学習支援業	100.0	11.7	4.5	7.2	-	88.3
医療、福祉	100.0	1.7	1.7	-	0.0	98.3
サービス業	100.0	6.4	5.9	0.5	0.1	93.6

資料出所：厚生労働省「平成27年就労条件総合調査報告」

### 第36表 年間休日総数階級別企業数割合、1企業平均年間休日総数及び労働者1人平均年間休日総数(全国)

(単位:%)

	全企業	69日以下	70日以上100日未満			100日以上				1企業平均年間休日総数(日)	労働者1人平均年間休日総数(日)
			70~79日	80日~89日	90日~99日	100~109日	110~119日	120~129日	130日以上		
平成 23 年	100.0	2.4	3.9	8.1	10.6	35.0	14.6	23.9	1.5	106.1	113.0
24	100.0	2.6	3.7	6.2	8.6	36.1	16.8	24.7	1.2	106.9	113.5
25	100.0	3.6	4.9	7.7	9.7	32.1	18.8	22.2	1.0	105.4	112.6
26	100.0	3.1	5.8	6.5	10.5	31.5	16.4	25.5	0.8	105.8	112.9
27	100.0	2.3	4.5	7.6	10.0	32.8	15.2	26.5	1.1	106.6	113.0
1,000 人 以上	100.0	0.8	1.1	0.8	4.5	24.6	17.9	49.2	1.0	114.4	117.7
300 ~ 999 人	100.0	0.7	1.7	3.0	6.0	29.2	19.2	39.4	0.9	112.0	114.1
100 ~ 299 人	100.0	1.1	2.6	3.4	7.9	32.6	19.9	31.7	0.8	110.0	111.6
30 ~ 99 人	100.0	2.2	4.6	8.0	10.6	33.6	15.5	24.2	1.3	106.2	107.2



- (注) 1 「1企業平均年間休日総数」は、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。  
 2 労働者1人平均年間休日総数は、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日の総数をいう。  
 3 平成19年以前は調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」であったが、平成20年からは「常用労働者が30人以上の民営企業」に変更している。

資料出所：厚生労働省「平成27年就労条件総合調査報告」

### 第37表 主な週休制の形態別企業数割合(全国)

(単位:%)

年・企業規模・産業	全 企 業	週 休 1 日 制 又 は 週 休 1 日 半 制	何 ら か の 週 休 2 日 制	完全週休2日制より 休日日数が実質的 に少ない制度		完 全 週 休 2 日 制	完全週休2日制より 休日日数が実質的 に多い制度
平成 25 年	100.0	7.8	85.3	39.4	46.0	6.8	
26	100.0	9.7	84.3	37.4	46.9	6.0	
27	100.0	7.7	84.1	36.3	47.8	8.2	
<平成27年企業規模別>							
1,000人 以上	[ 2.1 ] 100.0	0.9	86.9	17.7	69.3	12.1	
300 ~ 999 人	[ 6.6 ] 100.0	1.9	86.5	26.9	59.5	11.7	
100 ~ 299 人	[ 20.8 ] 100.0	4.2	84.8	30.7	54.1	11.0	
30 ~ 99 人	[ 70.4 ] 100.0	8.2	85.1	36.8	48.3	6.7	
<平成27年産業別>							
鉱業、採石業、砂利採取業	[ 0.1 ] 100.0	6.6	90.0	67.4	22.6	3.4	
建設業	[ 6.2 ] 100.0	11.6	84.5	44.4	40.0	3.9	
製造業	[ 23.3 ] 100.0	2.5	84.3	36.7	47.6	13.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	[ 0.1 ] 100.0	2.2	85.4	19.6	65.8	12.4	
情報通信業	[ 3.4 ] 100.0	-	93.3	5.8	87.5	6.7	
運輸業、郵便業	[ 8.0 ] 100.0	15.0	81.6	52.1	29.6	3.4	
卸売業、小売業	[ 17.9 ] 100.0	9.6	80.8	34.3	46.5	9.6	
金融業、保険業	[ 1.0 ] 100.0	1.1	95.9	4.8	91.2	3.0	
不動産業、物品賃貸業	[ 1.7 ] 100.0	1.8	85.3	39.2	46.1	12.9	
学術研究、専門・技術サービス業	[ 2.3 ] 100.0	-	90.8	13.6	77.3	9.2	
宿泊業、飲食サービス業	[ 5.9 ] 100.0	17.9	79.6	48.0	31.7	2.5	
生活関連サービス業、娯楽業	[ 4.4 ] 100.0	17.4	77.8	38.3	39.5	4.7	
教育・学習支援業	[ 2.8 ] 100.0	8.7	85.0	31.6	53.4	6.3	
医療、福祉	[ 14.9 ] 100.0	0.7	92.7	24.7	67.9	6.6	
サービス業	[ 7.4 ] 100.0	4.3	89.6	31.4	58.2	6.1	

- (注) 1 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。  
 2 [ ] 内の数値は、企業規模、産業の全企業に対する割合である。  
 3 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。  
 4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、何らかの週休3日制などをいう。

資料出所：厚生労働省「平成27年就労条件総合調査報告」

### 第38表 週休制の形態別適用労働者数割合(全国)

(単位:%)

年・企業規模・産業	労働者計	週 休 1 日 制 又 は 週 休 1 日 半 制	何 ら か の 週 休 2 日 制	完全週休2日制より 休日日数が実質少 ない制度		完 全 週 休 2 日 制	完全週休2日制より 休日日数が実質的 に多い制度
平成 25 年	100.0	3.2	88.4	27.4	61.0	8.3	
26	100.0	3.9	88.3	26.8	61.5	7.8	
27	100.0	3.2	83.9	23.3	60.6	12.9	
<平成27年企業規模別>							
1,000人 以上	[ 35.8 ] 100.0	0.9	85.4	12.0	73.4	13.7	
300 ~ 999 人	[ 19.5 ] 100.0	1.8	86.3	22.7	63.7	11.8	
100 ~ 299 人	[ 21.6 ] 100.0	4.1	84.5	30.4	54.1	11.4	
30 ~ 99 人	[ 23.1 ] 100.0	7.2	84.5	37.1	47.4	8.3	
<平成27年産業別>							
鉱業、採石業、砂利採取業	[ 0.1 ] 100.0	5.8	90.6	53.0	37.6	3.6	
建設業	[ 5.2 ] 100.0	5.3	89.5	30.4	59.1	5.2	
製造業	[ 28.7 ] 100.0	0.9	85.0	21.0	64.0	14.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	[ 0.9 ] 100.0	0.1	86.6	6.4	80.2	13.3	
情報通信業	[ 5.6 ] 100.0	0.0	94.4	3.1	91.3	5.6	
運輸業、郵便業	[ 9.2 ] 100.0	8.8	75.4	39.2	36.1	15.8	
卸売業、小売業	[ 14.8 ] 100.0	3.0	80.5	26.1	54.4	16.6	
金融業、保険業	[ 4.4 ] 100.0	0.1	98.9	0.7	98.3	1.0	
不動産業、物品賃貸業	[ 1.8 ] 100.0	2.1	89.4	30.5	58.9	8.6	
学術研究、専門・技術サービス業	[ 2.5 ] 100.0	0.1	86.4	8.4	78.0	13.4	
宿泊業、飲食サービス業	[ 2.7 ] 100.0	10.5	78.4	42.0	36.4	11.1	
生活関連サービス業、娯楽業	[ 2.5 ] 100.0	12.9	79.7	42.0	37.6	7.4	
教育・学習支援業	[ 3.3 ] 100.0	9.6	82.1	30.7	51.4	8.3	
医療、福祉	[ 12.3 ] 100.0	1.8	88.9	27.2	61.7	9.3	
サービス業	[ 5.1 ] 100.0	4.7	86.6	20.8	65.8	8.7	

- (注) 1 第37表注) 1、2、3、4を参照。

資料出所：厚生労働省「平成27年就労条件総合調査報告」

# 第39表 企業規模・産業別主な週休制の形態別企業割合(全国)



## 産業別週休制の形態(企業規模30～99人)

(単位:事業所数、%)

区 分	全企業	週休1日制又は1日半体制	何らかの週休2日制	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない	完全週休2日制	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い
調 査 産 業 計	100.0	8.2	85.1	36.8	48.3	6.7
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0	6.6	90.0	67.4	22.6	3.4
建 設 業	100.0	11.6	84.5	44.4	40.0	3.9
製 造 業	100.0	2.5	84.3	36.7	47.6	13.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.2	85.4	19.6	65.8	12.4
情 報 通 信 業	100.0	-	93.3	5.8	87.5	6.7
運 輸 業 ・ 郵 便 業	100.0	15.0	81.6	52.1	29.6	3.4
卸 売 業 ・ 小 売 業	100.0	9.6	80.8	34.3	46.5	9.6
金 融 業 ・ 保 険 業	100.0	1.1	95.9	4.8	91.2	3.0
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	100.0	1.8	85.3	39.2	46.1	12.9
学術研究・専門・技術サービス業	100.0	-	90.8	13.6	77.3	9.2
宿泊業・飲食サービス業	100.0	17.9	79.6	48.0	31.7	2.5
生活関連サービス業・娯楽業	100.0	17.4	77.8	38.3	39.5	4.7
教 育 ・ 学 習 支 援 業	100.0	8.7	85.0	31.6	53.4	6.3
医 療 ・ 福 祉	100.0	0.7	92.7	24.7	67.9	6.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	4.3	89.6	31.4	58.2	6.1

注:1) 1企業で2つ以上の週休制がある場合には最も多くの労働者に適用されている形態とした。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

資料出所:厚生労働省「平成27年賃金事情等総合調査」

## 第40表 退職事由別1人平均退職金支給額(全国)

(千円)

年	定年	会社都合	自己都合
平成13年	20,562	19,140	8,492
15	20,403	19,535	10,933
17	21,638	29,837	9,372
19	22,083	23,617	6,796
21	21,753	19,397	5,522
23	20,727	19,609	9,720
24	19,872	17,171	6,376

## 第41表 学歴、勤続年数別平均退職金額(全国)

(千円)

学歴	大学卒	高校卒	大学卒/高校卒
勤続25年	15,289	5,330	2.87
30	25,331	11,893	2.13
35	22,609	18,509	1.22
満勤勤続	23,804	20,129	1.18

### 第40表、第41表共通

- (注) 1 支給額は調査年の前年の支給実績である。  
 2 金額には退職年金の掛金(事業主負担分)の現価額が含まれる。  
 3 「満勤勤続」とは学卒後直ちに(大学卒22歳、高校卒18歳)入社し、定年までの勤続年数をいう。

資料出所：中央労働委員会「平成24年賃金事情等総合調査」

本調査は中央労働委員会が行う労働関係の調査の参考とするため、原則として次に該当する企業の中から独自に選定している。

- (1)資本金 5億円以上  
 (2)労働者 1,000人以上

第42表 平成28年度地域別  
最低賃金(都道府県別)改定状況

都道府県	地域別 最低賃金額 <small>時間額 単位:円</small>	発効日
青森	716 ( 695 )	10月20日
岩手	716 ( 695 )	10月5日
宮城	748 ( 726 )	10月5日
秋田	716 ( 695 )	10月6日
山形	717 ( 696 )	10月7日
福島	726 ( 705 )	10月1日
茨城	771 ( 747 )	10月1日
栃木	775 ( 751 )	10月1日
群馬	759 ( 737 )	10月6日
埼玉	845 ( 820 )	10月1日
千葉	842 ( 817 )	10月1日
東京都	932 ( 907 )	10月1日
神奈川県	930 ( 905 )	10月1日
新潟	753 ( 731 )	10月1日
富山	770 ( 746 )	10月1日
石川	757 ( 735 )	10月1日
福井	754 ( 732 )	10月1日
山梨	759 ( 737 )	10月1日
長野	770 ( 746 )	10月1日
岐阜	776 ( 754 )	10月1日
静岡県	807 ( 783 )	10月5日
愛知県	845 ( 820 )	10月1日
三重	795 ( 771 )	10月1日
滋賀	788 ( 764 )	10月6日
京都	831 ( 807 )	10月2日
大阪	883 ( 858 )	10月1日
兵庫県	819 ( 794 )	10月1日
奈良	762 ( 740 )	10月6日
和歌山	753 ( 731 )	10月1日
鳥取	715 ( 693 )	10月12日
島根	718 ( 696 )	10月1日
岡山	757 ( 735 )	10月1日
広島	793 ( 769 )	10月1日
山口	753 ( 731 )	10月1日
徳島	716 ( 695 )	10月1日
香川	742 ( 719 )	10月1日
愛媛	717 ( 696 )	10月1日
高知	715 ( 693 )	10月16日
福岡	765 ( 743 )	10月1日
佐賀	715 ( 694 )	10月2日
長崎	715 ( 694 )	10月6日
熊本	715 ( 694 )	10月1日
大分	715 ( 694 )	10月1日
宮崎	714 ( 693 )	10月1日
鹿児島	715 ( 694 )	10月1日
沖縄	714 ( 693 )	10月1日
全国加重平均額	823(798)	

第43表 静岡県における地域別  
最低賃金の改定推移

項目 発行年月日	最低賃金額		発効日
	日額	時間額	
昭和 60年度	3,400 円	4 4 1 円	10月5日
昭和 61年度	3,524	4 5 4	10月5日
昭和 62年度	3,631	4 6 4	10月1日
昭和 63年度	3,712	4 7 8	10月1日
平成 元年度	3,824	4 9 8	10月1日
平成 2年度	3,980	5 2 2	10月1日
平成 3年度	4,173	5 4 8	10月1日
平成 4年度	4,379	5 7 1	10月1日
平成 5年度	4,564	5 8 9	10月1日
平成 6年度	4,709	6 0 3	10月1日
平成 7年度	4,824	6 1 7	10月1日
平成 8年度	4,934	6 3 0	10月1日
平成 9年度	5,037	6 4 5	10月1日
平成 10年度	5,147	6 5 6	10月1日
平成 11年度	5,239	6 6 2	10月1日
平成 12年度	5,286	6 6 7	10月1日
平成 13年度	5,329	6 7 1	10月1日
平成 14年度	5,365	6 7 1	10月1日
平成 15年度	廃止	6 7 1	10月1日
平成 16年度	廃止	6 7 3	10月1日
平成 17年度	廃止	6 7 7	10月1日
平成 18年度	廃止	6 8 2	10月1日
平成 19年度	廃止	6 9 7	10月26日
平成 20年度	廃止	7 1 1	10月26日
平成 21年度	廃止	7 1 3	10月26日
平成 22年度	廃止	7 2 5	10月14日
平成 23年度	廃止	7 2 8	10月14日
平成 24年度	廃止	7 3 5	10月12日
平成 25年度	廃止	7 4 9	10月12日
平成 26年度	廃止	7 6 5	10月5日
平成 27年度	廃止	7 8 3	10月3日
平成 28年度	廃止	8 0 7	10月5日

(注)括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額

# 静岡県最低賃金 (平成28年度)

最低賃金、  
しっかり  
チェック-ッ!!



【地域別最低賃金】(効力発生日:平成28年10月5日)

最低賃金件名	最低賃金額	適用労働者の範囲
	時間額 ( )は改定前	
<b>静岡県最低賃金</b>	<b>807</b> 円 (783)	静岡県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、下表に掲げる産業に従事する労働者には、該当する「特定最低賃金」が適用されます。

【特定(産業別)最低賃金】(効力発生日:平成28年12月29日 (パルプ・紙・加工紙製造業を除く))

静岡県特定最低賃金件名	最低賃金額	特定最低賃金の適用除外労働者の範囲 (以下の適用除外労働者には、「静岡県最低賃金」が適用されます)
	時間額 ( )は改定前	
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	<b>847</b> 円 (833)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 ) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ) 手工具を用いて行うバリ取り、かしめ又は刻印打ちの業務
鉄鋼、非鉄金属製造業	<b>882</b> 円 (867)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 ) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ) 手工具を用いて行うバリ取り、かしめ又は刻印打ちの業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	<b>894</b> 円 (879)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 ) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ) 手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務 ) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 ( ) ( ) ハンダ付け業務は、適用除外になりません
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>866</b> 円 (851)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 ) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 ( ) ( ) ハンダ付け業務は、適用除外になりません ) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務
各種商品小売業 (百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所)	<b>836</b> 円 (823)	下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者
パルプ・紙・加工紙製造業 効力発生日:平成27年12月31日	<b>786</b> 円 (平成28年10月4日まで) 平成28年10月5日以降は、「静岡県最低賃金」時間額 <b>807</b> 円が適用されます。	下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者

特定最低賃金の適用産業(業種)の詳細については、裏面を参照ください。

「特定最低賃金共通の適用除外労働者」  
18歳未満又は65歳以上の者  
雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く)  
清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

- [注] 1. 最低賃金の対象となる賃金には、(1) 精皆動手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、(5) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、(6) 時間外労働・休日労働に対する賃金、(7) 深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
2. 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかを調べるには、日給制、月給制など(時間給制以外)の場合には、上記1.の除外賃金以外の最低賃金の対象となる賃金額を、「時間当たりの金額」に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。【下枠内参照】
3. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が静岡労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

【月給制の場合の換算方法例】

例) 年間所定労働日数260日、月給139,000円、所定労働時間1日8時間の場合は?

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間総所定労働時間数}} \quad \text{最低賃金額 (時間額)} \quad \frac{\text{月給額} 139,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}}{1 \text{ 日} 8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数} 260 \text{ 日}} = 801 \text{ 円} 92 \text{ 銭} < 807 \text{ 円} \quad (\text{静岡県最低賃金})$$

この計算式により比較

この場合は、最低賃金を満たしていないことになります。



静岡県内の「特定(産業別)最低賃金」の適用産業(業種)一覧

最低賃金の名称	日本標準産業分類 (平成25年10月(第13回)改定)		
パルプ・紙・加工紙製造業	E141	パルプ製造業	E140
	E142	紙製造業	
	E143	加工紙製造業	
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	E191	タイヤ・チューブ製造業	E190
	E193	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	
鉄鋼、非鉄金属製造業	E222	鉄鋼・製鋼圧延業	E220
	E223	製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	
	E224	表面処理鋼材製造業	
	E225	鉄素形材製造業	E230
	E2293	鋳鉄管製造業	
	E232	非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)	
	E233	非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)	
	E234	電線・ケーブル製造業	
	E235	非鉄金属素形材製造業(E2355 非鉄金属鍛造品製造業を除く)	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	E25	はん用機械器具製造業(E251 ボイラ・原動機製造業を除く)	E250
	E26	生産用機械器具製造業	E260
	E27	業務用機械器具製造業(E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具、理化学機械器具製造業、E274 医療用機械器具・医療用品製造業、E275 光学機械器具・レンズ製造業、E276 武器製造業を除く)	E270
	E311	自動車・同附属品製造業	E310
	E313	船舶製造・修理業、船用機関製造業	
	E315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
	E319	その他の輸送用機械器具製造業(E3191 自転車・同部分品製造業を除く)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E280
	E29	電気機械器具製造業(E2973 医療用計測器(心電計製造業を除く)を除く)	E290
	E30	情報通信機械器具製造業	E300
各種商品小売業 (百貨店等、衣、食、住(衣、食以外)にわたる商品を販売する事業所)	I 56	各種商品小売業 衣、食、住(衣、食以外)にわたる各種の商品を一括して一の事業所で小売する事業所で、次の2業種が該当します。 <b>I 561 百貨店、総合スーパー</b> 衣、食、住(衣、食以外)にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業者が常時50人以上の事業所 <b>I 569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)</b> 衣、食、住(衣、食以外)にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が常時50人未満の事業所 (取扱商品が、衣、食、住にわたらないものは、各種商品小売業には該当しません)	I 560

L7282  
純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る)  
管理、補助的経済活動を行う事業所(左記産業に係るもの)

「日本標準産業分類」の各項目の説明、内容など詳しくは、  
総務省統計局HP ([http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)) から確認できます。

お問合せは、静岡労働局労働基準部賃金室 ( 054-254-6315 )、またはお近くの労働基準監督署まで。  
静岡労働局HP <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

## 第45表 静岡市における費目別世帯人員別標準生計費

(平成28年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	25,233 (25,120)	37,281 (37,110)	47,529 (47,320)	57,777 (57,520)	68,026 (67,720)
住居関係費	47,177 (45,890)	51,989 (50,570)	47,459 (46,160)	42,934 (41,760)	38,409 (37,360)
被服・履物費	2,241 (2,740)	5,360 (6,550)	6,589 (8,050)	7,816 (9,550)	9,044 (11,060)
雑費	32,410 (33,350)	43,919 (45,190)	62,065 (63,860)	80,226 (82,550)	98,373 (101,230)
雑費	9,683 (8,430)	35,718 (31,100)	35,696 (31,080)	35,673 (31,060)	35,658 (31,050)
合計	116,744 (115,530)	174,267 (170,520)	199,338 (196,470)	224,426 (222,440)	249,510 (248,420)

(注) ( )内は、全国の金額である。

## 第46表 勤労者世帯における消費支出(静岡市、全国)

(平成28年4月)

静岡市				全国	
平均世帯人数	平均有業人数	消費支出		消費支出	
		金額	前年同月比	金額	前年同月比
人	人	円	%	円	%
3.24	1.56	338,571	17.5	338,001	1.1

資料出所：総務省統計局「家計調査」、静岡県人事委員会「平成28年職員の給与等に関する報告及び勧告」

### \* 平成28年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めため、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	食料
住居関係費	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査の静岡市における平成28年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日＝30.4日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省、平成21年調査)により算出した本年4月の全国の標準生計費に全国の費目別平均支出金額に対する静岡市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

- (注) 1 全国の標準生計費(1人世帯)については、人事院が「全国消費実態調査」(総務省：平成16年調査)の単身世帯の並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価指数、消費水準指数の変動分を加味して算定したものを使用している。  
2 平均4人値とは、費目別平均支出金額のことである。